

第 18 号

一般国道 195 号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約の変更請負契約について

平成25年12月19日議決を経た一般国道 195 号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 1,868,400,000円」を「5 契約金額 1,895,554,440円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。